

秋田県再エネ工業団地（下新城地区）
電力供給事業
中核事業者等選定基準

令和8年9月
秋田県

目次

1	審査の概要.....	1
(1)	事業者選定基準の位置づけ	1
(2)	審査の流れ	1
(3)	秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業中核事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置.....	2
(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定	2
(5)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定	2
2	第一次審査.....	2
3	第二次審査.....	3
(1)	評価の手順	3
(2)	評価の点数	3
(3)	評価点の算出方法	3

1 審査の概要

(1) 事業者選定基準の位置づけ

「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業中核事業者等選定基準」（以下「本書」という。）は、秋田県（以下「県」という。）が、秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業に係る中核事業者等募集に応募する企業（以下「応募者」という。）の審査にあたり、最も優れた提案及び次に優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、「秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業中核事業者等募集要項」（以下「募集要項」という。）と一体をなすものである。

(2) 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施する。

応募者が備えるべき参加資格要件を満たしているかを確認する第一次審査（資格審査）を実施し、第一次審査（資格審査）を通過した応募者に対してのみ、提案内容等を審査する第二次審査（提案審査）を実施する。

第二次審査（提案審査）では提案内容を評価し、得点化する。

なお、提案書の提出後からプレゼンテーション実施までの間に、提案された電気料金その他提案内容の実現可能性に関する根拠や裏付けを確認するために、同様に個別ヒアリング及び追加資料提出を求める場合がある。

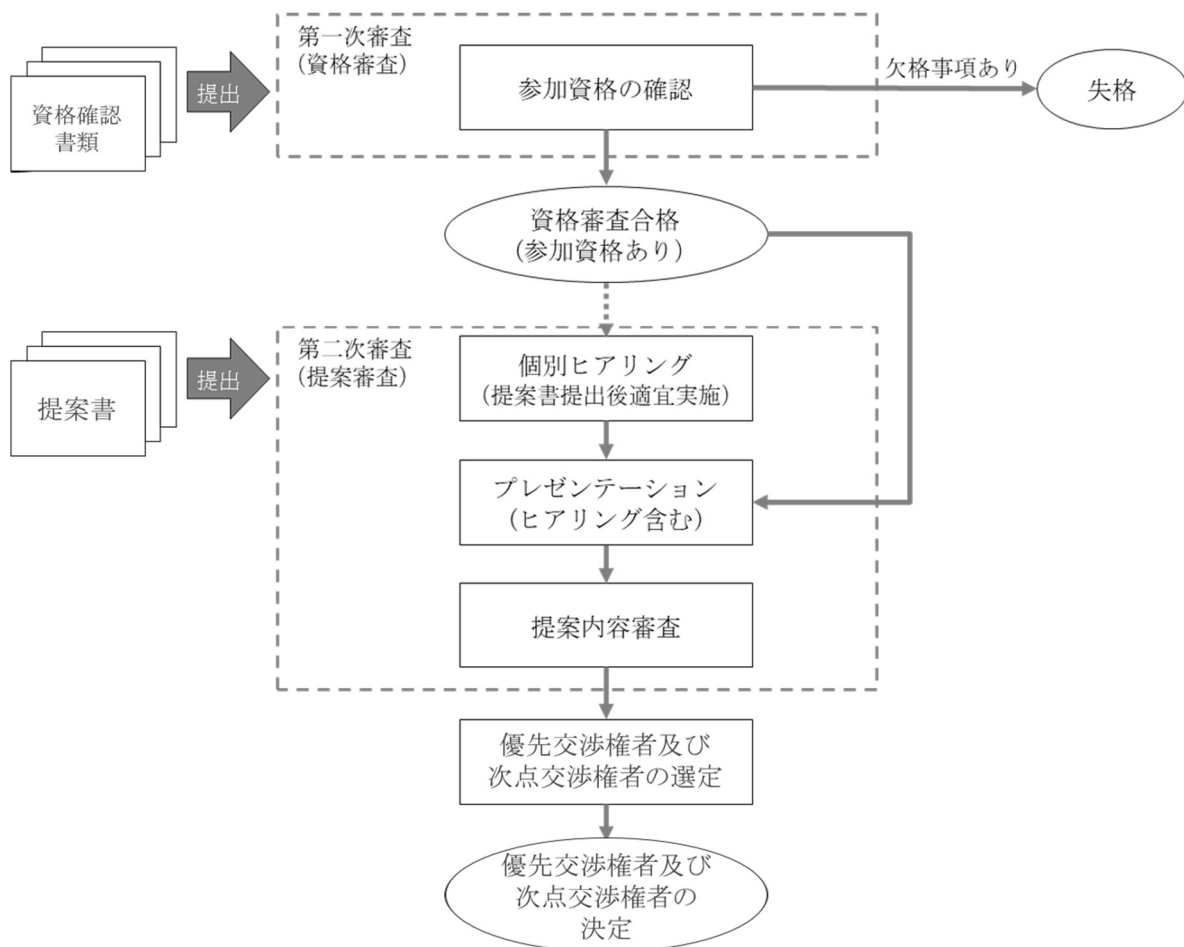


図 1 審査の流れ

- (3) 秋田県再エネ工業団地（下新城地区）電力供給事業中核事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置

県は、第一次審査（資格審査）及び第二次審査（提案審査）に関して、本書を踏まえて総合的に評価を行い専門的見地から助言を受けるために、学識経験者などにより構成される選定委員会を設置する。

選定委員会委員は、表 1 のとおりとする。（敬称略）

表 1 選定委員会委員名簿

区分	所属	役職	氏名
委員長	国立大学法人秋田大学情報データ科学部	准教授	古林 敬頭
委員	公益財団法人自然エネルギー財団	主席研究員・弁護士	工藤 美香
委員	秋田県信用保証協会	常勤理事（兼）経営支援部長	斉藤 健
委員	秋田県産業労働部	次長	三浦 均
委員	秋田県産業労働部産業集積課	課長	黒田 逸人
委員	秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課	課長	佐々木 功

- (4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

第二次審査の結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定要件として、評価点の合計点数が満点の 60%以上であることとする。

なお、第二次審査に進んだ応募者が 1 者であった場合も選定要件を満たしていれば、当該応募者を優先交渉権者に選定する。

また、採点の結果、評価点数が同点になり優先交渉権者候補が 2 者以上となった場合には、審査項目（表 3 参照）のうち「2 電力調達計画」「3 電力供給計画」の項目の獲得点数の高い応募者を優先交渉権者に選定する。次点交渉権者が 2 者以上となった場合も同様とする。

- (5) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

県は、選定委員会による優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

2 第一次審査

応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

審査では、募集要項に記載されている「業務遂行にあたり求められる能力」のうち「電力調達、電源開発、需給管理・調整」（募集要項表 4 参照）、及び「欠格要件」（募集要項表 6 参照）の項目を確認する。

各種実績については、直近 5 年の間に実績を有していることを条件とする。

表 2 第一次審査の確認項目及び確認書類

確認項目	確認書類
電力事業を遂行する能力（募集要項表 4 参照）	・ 経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類 ・ 電力販売実績が確認できる書類（有価証券報告書、四半期報告書等の決算説明資料等） ・ 保有する再エネ電源情報や再エネ電力調達実績、太陽光発電の PPA 実施実績 ・ 事業リスクへの対応能力を示す資料（直近 3 年分の財務諸表等）
	・ 日本卸電力取引所（JEPX）の会員証書並びに取引実績 ・ 需給管理・調整業務実績を証する書類
欠格要件（募集要項表 6 参照）	・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・ 本事業実施にあたっての誓約書 ・ 納税証明書

3 第二次審査

応募者から提出された提案書の内容を審査する。応募者が提案書の内容についてプレゼンテーションを実施し、選定委員会各委員が応募者に対して審査項目や疑義等についてヒアリングを実施するなど提案内容の確認を行い、評価を行う。なお、第二次審査にあたっては、様式 3-17 に従った構成により応募者が提案書の内容を要約した資料を用いてプレゼンテーションを行う。

(1) 評価の手順

第二次審査は、応募者の提案内容について評価点を算出し、順位付けを行うものとする。

(2) 評価の点数

各委員の平均点とする。（各委員 200 点満点）

(3) 評価点の算出方法

評価点は、表 3 及び表 4 に基づき、各委員が評価した点数の合計点とする。

各委員が提案内容の評価する際には、応募者によるプレゼンテーションの内容や、各提案の事業効果（表 6 参照）等も参照する。事業効果は、応募者が提出する様式 3-11～3-14 の情報をもとに県でとりまとめる。記載方法は同様式を参照すること。

なお、募集要項において、「3（2）尚可条件」及び「3（3）任意条件」として掲げている事項は提案内容の中に必ずしも含まれている必要はないが、提案内容として含まれ、かつ、妥当性があると判断される場合は加点要素として評価する。

また、「賃金水準の向上」「女性の活躍推進」に取り組む事業を行った事業者への加点措置を行う。（表 5 参照）

表 3 審査項目及び配点

No	大項目	小項目	配点
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10
		供給開始までのスケジュール	10
			20
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	10
		再生可能エネルギー等の電力調達計画	45
		再生可能エネルギー等の電源開発計画	10
			65
3	電力供給計画	電力供給の基本方針	10
		電力供給の手法	10
		電力供給先への供給計画	5
			25
4	組織管理計画	組織管理の基本方針、実施体制・ガバナンス・役割分担	12
		法人を設立する場合の会社概要※ ¹	3
		需給管理・調整業務の実施方法	5
			20
5	収支計画	小売価格・調達価格等の設定方針	10
		収支計画の試算※ ²	15
		事業効果※ ³	5
			30
6	リスク管理計画	リスクの想定及び対応策、関係者間でのリスク分担	5
		非常時の事業継続体制や仕組みへの工夫	5
			10
7	利益活用計画	本事業で得た利益の活用方針	5
			5
8	事業者独自の提案等	事業者が独自に行う取組等	5
			5
9	「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組	賃金水準の向上	10
		女性の活躍推進	10
			20
合計			200
備考			
※ 1_任意条件に該当するため必ずしも記載する必要はないが、提案内容に含まれており、かつ内容に妥当性があると判断される場合には得点を与える			
※ 2_燃料調整費は、東北電力株式会社が発表する 2025 年度のデータを参照し、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2025 年度（2025 年 5 月分から 2026 年 4 月分まで）のデータを参照すること			
※ 3_提案内容には、表 6 のア～クに示す事業効果について定量的に算出すること			

表 4 評価基準と得点化の方法（大項目 1～8）

評価	評価の基準	得点化方法
A	特に優れている。	配点×1.00
B	やや優れている。	配点×0.80
C	標準的な内容である。	配点×0.60
D	やや劣っている。	配点×0.40
E	劣っている。	配点×0.20
—	評価に値しない。	配点無し
備考		
※ 尚可又は任意条件として記載を必須としていない部分について、記載がなかった場合も「配点無し」として得点化を行うものとする。		

表 5 評価基準と得点化の方法（大項目 9）

評価項目	評価基準			配点	
	大区分	小区分※ ¹			
※ ¹ 賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1. 50%以上		6	最大 10
		2. 00%以上		8	
		3. 00%以上		10	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表				1
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人以下の企業	女活法※ ³	各 0.5	最大 1
			次世代法※ ³		
	えるぼしチャレンジ企業認定※ ²		2	最大 6	
	法令に基づく認定	女活法※ ³	えるぼし		3
			プラチナえるぼし		4
		次世代法※ ³	くるみん		3
			プラチナくるみん		4
	若者雇用促進法※ ³		ユースエール		1
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰※ ⁴		各 1	最大 2
		女性の活躍推進企業表彰※ ⁴			
		子ども・子育て支援知事表彰※ ⁴			
		男女共同参画社会づくり表彰			
計				20	
備考					
※ 1_複数の小項目に該当する場合は、最も配点が高い項目により配点を行う。					
※ 2_「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和 4 年 5 月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を 1 つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。					
※ 3_法令は以下のとおり。					
・女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）					
・次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）					
・若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）					
※ 4_「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和 7 年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。					

表 6 事業効果算出式

項	事業効果算出式
ア	電力供給事業による再生可能エネルギー供給量 (kWh)
	以下の算出式をもとに、事業開始から 20 年間の再生可能エネルギー電力量を計算する。 (算出式) 小売供給による再生可能エネルギー供給量+新規電源開発における再生可能エネルギー供給量 (kWh) ※1
イ	電力供給事業の電力供給 (及び関与) による CO ₂ 排出削減量 (kg-CO ₂)
	以下の算出式をもとに、事業開始から 20 年間の CO ₂ 排出削減総量を計算する。 (算出式) 現状 CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂) ※2ー電力供給事業が電力供給することによる CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
ウ	エネルギーコスト削減効果 (円)
	以下の算出式をもとに、事業開始から 20 年間の施設のエネルギーコスト削減額の合計を計算する。 (算出式) 東北電力株式会社が公表する高圧電力 (工場向け) の電力料金を用いて算定した請求金額 (円) ※3ー提案内容に基づき算定した請求金額 (円)
エ	営業利益 (円)
	(算出式) 様式 3-12 を参照し、事業開始から 20 年間の営業利益の合計を算出※4する。
オ	新設する再生可能エネルギーの電源開発量(kWh)
	以下の算出式をもとに、各年度の発電量を算出し、電力供給開始から 20 年間の合計値を計算する。 (算出式) 新設する発電設備の能力規模 (kW) ×設備利用率 (%) ×24 時間×365 日×20 年間
カ	電力供給事業が供給する電力の地産率 (%)
	以下の算出式をもとに、各年度の地産率を算出し、事業開始から 20 年間の平均値を計算する。 (算出式) 地産電力量 (kWh) ※5／電力供給事業が調達する電力総量 (kWh)
キ	電力供給事業によるフィジカルな再生可能エネルギー供給※6 比率 (%)
	以下の算出式をもとに、各年度の再生可能エネルギー比率を算出し、事業開始から 20 年間の平均値を計算する。 (算出式) 電力供給事業によるフィジカルな再生可能エネルギー供給量 (kWh) ／電力供給事業による供給電力総量 (kWh) ※7
備考	
※ 1_みなし供給として本事業では認めるものとする。また、オンサイト PPA の余剰電力のうち、小売供給の調達電力とする分については含めない。(小売供給側で計上する。)	
※ 2_各施設の CO2 排出係数は、東北電力株式会社が公表する 2024 年度の調整後 CO2 排出係数「0.421 (kg-CO2/kWh)」を用いる。	
※ 3_東北電力の料金水準 (2026 年 8 月 1 日時点) は以下のとおり。(東北電力株式会社が公表する税込料金単価を基に、税抜換算額を算出。)	
・基本料金 (税抜) : 2,157.00 円/kW・月	
・電力量料金 夏季 (税抜) : 17.95 円/kWh	
・電力量料金 その他季 (税抜) : 17.05 円/kWh	
※ 4_物価変動は考慮しないものとして検討すること。	
※ 5_県内に立地する発電所・発電設備から調達した電力のことをいう。	
※ 6_本公募における再生可能エネルギーは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 2 条第 4 項に定める再生可能エネルギー源に従うものとする。	
※ 7_日本卸電力取引所 (JEPX) を通じた電力供給量も含める。	

次頁に、第二次審査（提案審査）の審査項目・配点・審査のポイントを示す。

募集要項「2 公募に関する条件」に示す提案形態（ア：単独企業による事業提案、イ：複数企業による事業提案、ウ：官民連携での新会社設置提案）に応じて、提案書に記載を求める事項が一部異なるため、記載要否を表 7「提案形態別の記載の要否」欄に整理している。

表 7 に記載する記号の意味は、以下のとおりである。

「●」：当該提案形態において、記載を必須とする内容

「—」：当該提案形態において、記載を求めない内容

「任意」：当該提案形態において、記載は任意とする内容

（「提案に関する条件」の「尚可条件」又は「任意条件」に該当する事項）

表 7 審査項目・配点・審査のポイント

No	大項目	小項目	配点 200 点満点	審査のポイント	提案形態別の記載の可否	
					(ア)単独企業による事業提案 (イ)複数企業による事業提案	(ウ)官民連携での新会社設置 提案
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10	【必須条件-1】 県の関連計画・方針 ¹ を踏まえた本事業の位置づけが実現性、継続性を伴う形で明確に整理されているか。 【必須条件-3】 法人設立の有無、参画事業者の役割分担、事業内容、供給エリアおよび供給形態など、事業運営方針が具体的に示されているか。	● ●	● ●
		供給開始までのスケジュール	10	【必須条件-1】 契約締結～電力供給開始までの主要工程が網羅され、具体性・実現可能性のあるスケジュールが示されているか。	●	●
			20			
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	10	【必須条件-1】 事業目的（再エネ100%供給等）、調達コスト、安定調達のバランスを踏まえた電源構成の考え方や調達プロセスが示されているか。 【必須条件-1】 県営水力発電の調達方針が示され、調達量、調達価格、調達時期が示されているか。 【必須条件-1】 市場価格高騰等のリスクへの対応策が示され、市場連動価格での電力調達がある場合、該当電力量・調達量に占める割合が示されているか。 また、非化石証書等を活用する場合、その取引価格や取引量に妥当性があるか。	● ● ●	● ● ●
		再生可能エネルギー等の電力調達計画	45	【必須条件-1】 想定需要を満たす具体的かつ実現可能な電源調達計画が示されているか。 【尚可条件-1】 秋田県産の再エネを積極的に調達する方針が示され、実現可能性があるか。 【尚可条件-1】 秋田県産洋上風力からの調達割合を高める明確な方針や計画が示されているか。 【尚可条件-2】 将来的にフィジカル ² な電力供給を目指す方針が示され、かつ実現可能な計画となっているか。	● 任意 任意 任意	● 任意 任意 任意
		再生可能エネルギー等の電源開発計画	10	【必須条件-4】 工業団地 ³ 及び周辺での新規再エネ電源開発計画（実績、想定される手法や体制、対応できる導入規模の目安）が示されているか。	● 任意	● 任意
			65			
3	電力供給計画	電力供給の基本方針	10	【必須条件-2】 事業目的などを踏まえた電力供給の考え方やプロセス（電気料金水準・メニュー、想定供給先）が示され、妥当性があるか。 【必須条件-1】 電力制度改革等に伴うリスクを最小化する対策が示されているか。	● ●	● ●
		電力供給の手法	10	【必須条件-1】 コスト・リスク抑制と秋田県の再エネ導入促進を両立する電力供給手法（電力小売等）が検討されているか。 【任意条件-2】 受電方式（個別受電又は一括受電）について、一括受電方式を提案する場合、経済性・レジリエンス・実現性の観点から妥当か。	● 任意	● 任意
		電力供給先の供給計画	5	【必須条件-1】 再エネ工業団地入居企業への供給計画は具体性や実現性が伴っているか。 【必須条件-1】 電力余剰時の工業団地外への供給計画が整理されているか。	● ●	● ●
			25			
4	組織管理計画	組織管理の基本方針、実施体制・ガバナンス・役割分担	12	【必須条件-3】 役割分担および業務実施体制が明確であり、トラブル発生時の対応を含め、実効性のある体制となっているか。 【必須条件-3】 事業運営の透明性・健全性を確保する仕組みが明確で、県への定期的な報告や協議を通じた連携が可能なものとなっているか。 【任意条件-3】 将来的な法人設立を視野に入れる場合には、その考え方やメリットが示され、実現性の高い内容となっているか ⁴ 。	● ● 任意	● ● 任意
		法人を設立する場合の会社概要	3	【任意条件-3】 法人形態、資本金、出資割合、出資時期、組織体制、役員構成、本店設置場所が明記され、実現性の高い内容となっているか。	任意	●
		需給管理・調整業務の実施方法	5	【必須条件-3】 人員やシステムの運用体制や過去の実績を踏まえて、需給管理業務を確実に遂行できる体制・実績・方法が明示されているか。	●	●
			20			
5	収支計画	小売価格・調達価格等の設定方針	10	【必須条件-2】 価格設定の考え方やプロセスが明確に示され、電力料金は競争優位性が見込まれるような安価で安定した価格設定 ⁵ となっているか。 【必須条件-2】 価格設定に対する妥当性を継続的にモニタリングするための具体的な手法が示されているか。	● ●	● ●
		収支計画の試算	15	【必須条件-2】 収支計画の前提条件及び各条件の根拠が明確で妥当か。 【必須条件-2】 20 年間の収支計画において、財務健全性が確保される計画になっているか。 損益計算書…売上高（規模は大きい）、営業利益率（本業によるもうけの割合は高い）、当期純利益（処分可能利益は多い）等 貸借対照表…流動比率（支払能力は十分）、有利子負債比率（他人資本に依存し過ぎていない）、利益剰余金（地域還元を見据え確保している）等 C/F 計算書…営業 C/F（増加している）、投資 C/F（適切な年度・妥当な規模の投資である）、財務 C/F（妥当な資金調達・返済となっている）等 【必須条件-3】 資金調達・返済計画が合理的で無理のない内容であるか。 ⁶	● ●※ ※損益計算書のみの提出で足りる	● ●※ ※損益計算書、貸借対照表、C/F 計算書の提出が必要
		事業効果	5	【必須条件-1】 CO2 排出削減総量、再エネ導入量、需要家メリット等が定量的に示されているか。	●	●
			30			
6	リスク管理計画	リスクの想定及び対応策、関係者間でのリスク分担	5	【必須条件-1】 想定されるリスク ⁷ が整理され、対応策が十分に検討されているか。 【必須条件-1】 関係者間のリスク分担は妥当であり、リスクへの対応策等と整合しているか。	● ●	● ●
		緊急時の事業継続体制や仕組みの工夫	5	【必須条件-1】 災害発生時などにおける事業継続性を確保するための方針や、県との連携体制が明確であるか。 【必須条件-1】 災害発生時における実効性の高い対応策が示されているか。	● ●	● ●
			10			
7	利益活用計画	本事業で得た利益の活用方針	5	【任意条件-1】 事業利益を地域の脱炭素や地域経済の活性化に活用する方針が具体的に示されているか。	任意	任意
			5			
8		事業者が独自に行う取組等	5	【任意条件-1】 脱炭素社会実現に向けた多様な主体との先進的な取組 ⁸ が、具体性及び実現可能性を伴って提案されているか。	任意	任意

¹ 「秋田県の豊富な再エネポテンシャルを活かした再エネ工業団地での電力供給事業 マスタープラン（概要）」「第3期秋田県新エネルギー戦略」「秋田県総合計画」及び「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）」など。

² フィジカルな電力供給とは、発電した再エネ電力とその環境価値を一体として需要家へ供給すること（非化石証書やクレジット等の環境価値を追加的に組み合わせる方式は含まない）をいう。

³ 発電専用を目的とする再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）の野立て設置は不可とする。一方、各入居企業の建物の屋根上や自らの土地の空きスペースへの再生可能エネルギー設備の設置については、積極的な実施を求める。

⁴ 提案パターン(ア)(イ)において将来的な法人設立の可能性がある場合、その旨を補足すること。

⁵ 再生可能エネルギーが持つ環境価値に関する昨今の市場・制度動向、卸電力市場の価格動向等の制度動向を踏まえたものとなっているかどうかについても考慮すること。

⁶ 提案パターン(ア)(イ)の場合、損益計算書（売上及び原価を中心とした PL）の提出を求めるものとし、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書の提出は求めない。なお、本事業を自社事業の一部として実施し、費用を自社負担又は他事業からの補填で賄う場合はその内容を補足すること。

⁷ 卸電力市場の価格高騰、容量抛出金の負担リスクの他、考慮すべきリスクは必要に応じて含めること。

⁸ 蓄電池などのエネルギー貯蔵・デマンドレスポンス等の再エネを有効利用する具体的な取組や、本事業を起点とした地域活性化、電力供給事業の拡張性、県内の再エネ利活用の拡大促進等の取組など。

No	大項目	小項目	配点 200 点満点	審査のポイント	提案形態別の記載の可否	
					(ア) 単独企業による事業提案 (イ) 複数企業による事業提案	(ウ) 官民連携での新会社設置 提案
	事業者独自の提案等			【任意条件-1】再エネ工業団地の訴求力や価値向上に資する独自性のある提案（例：再エネを有効利用する具体的な取組、RE100 や SBT 等の国際的な脱炭素イニシアティブへの対応を含めた入居企業の脱炭素経営や Scope2 排出量削減に資する取組）がされているか。	任意	任意
			5			
9	「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組	賃金水準の向上	10	・役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 (1.50%以上、2.0%以上、3.0%以上のいずれか)	任意	任意
		女性の活躍推進	10	・一般事業主行動計画の策定・届出（従業員数 100 人以下の企業における女活法又は次世代法に基づく取組） ・えるぼしチャレンジ企業認定、えるぼし・プラチナえるぼし、くるみん・プラチナくるみん、ユースエール等の法令等に基づく認定の取得状況 ・秋田県知事表彰（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞状況	任意	任意
			20			